

SPDR®ユーロ・ストックス 50 ETF (FEZ)

運 用 報 告 書
(全 体 版)

2024年9月30日に終了した計算期間

目 次

年次受益者宛報告書.....	1
投資一覧.....	3
財務書類.....	6
財務書類に対する注記.....	11
独立した登録公認会計士事務所の報告書.....	23
その他の情報(未監査).....	25
投資顧問契約の承認基準に関する報告書(未監査).....	27

免責事項

この運用報告書は SPDR®インデックス・シェアズ・ファンズの 2024 年 9 月 30 日付 Annual Report および Annual Financial Statements and Other Information の記載事項の翻訳に基づいており、日本における投資家の参照用に作成されたものです。投資家は、Annual Report および Annual Financial Statements and Other Information とこの運用報告書との間に齟齬が生じた場合、前者が優先されることにご留意下さい。

また、Annual Financial Statements and Other Information には SPDR®インデックス・シェアズ・ファンズを構成するいくつかのファンドの情報が掲載されていますが、この運用報告書には日本で販売されたファンドのうち特定の 1 つのファンドの情報のみが掲載されています。

(注) 本書に記載の「ドル」または「\$」は、別段の記載がある場合を除き米ドルを指します。

本書において、米ドルの円貨換算は、2025 年 4 月 22 日現在の株式会社三菱 UFJ 銀行の対顧客直物電信売相場仲値 (1 米ドル=140.96 円)によります。また、本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。なお、米ドルの円貨換算は、原文には含まれておらず、監査報告その他本書面上の報告の対象たる財務書類を構成するものではありません。

SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF(SPDR
EURO STOXX 50 ETF)



年次受益者宛報告書
2024年9月30日

FEZ

主要上場取引所：NYSEArca

本年次受益者宛報告書には、2023年10月1日から2024年9月30日までの期間のSPDR ユーロ・ストックス 50 ETF(以下「本ファンド」という。)に関する重要な情報が記載されている。本ファンドに関する追加情報(目論見書、Statement of Additional Information、財務諸表およびその他の情報を含む。)は、www.ssga.com/us/en/institutional/fund-finder?tab=documents&type=etfs で確認できる。本ファンドに関するこの情報は、1-866-787-2257 に連絡することで請求することもできる。

前年度の本ファンド費用

(仮定投資額10,000 ドルに基づく)

本ファンド名称	投資額 10,000 ドルの費用	投資額 10,000 ドルに対する支払費用割合
SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF	\$33	0.29%

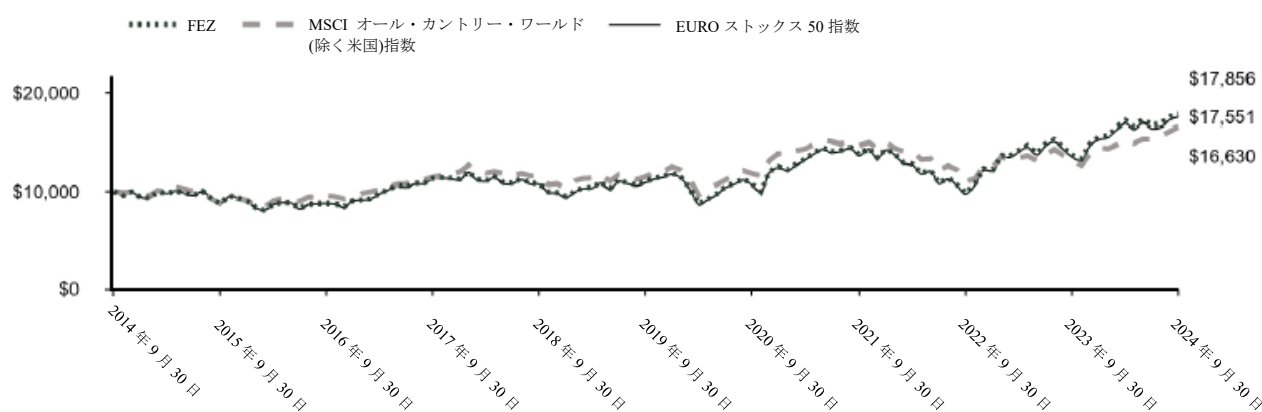
前年度における本ファンドのパフォーマンスおよびパフォーマンスに対する影響要因

欧州株は 2023 年第 4 四半期比で上昇傾向にあった。ユーロ圏ではインフレが急激に鈍化し、利下げ観測が高まった。ユーロ圏の 11 月のインフレ率は、前年同月の 10.1%に対して 2.9%となった。2024 年第 1 四半期にインフレ率は予想以上に減速し、3 月には 2.4%となった。これは、食品の価格が低下し、かつ、2 大経済国のドイツとフランスで全体的な物価上昇が鈍化傾向となったことによるものであった。一方、変動の激しい食品およびエネルギー価格を除外したコア・インフレ率は、2 月の 3.1%から 2.9%に低下した。MSCI 欧州株指数(米ドル)は、フランスの選挙を巡る懸念が 2024 年第 2 四半期に欧州株のパフォーマンス全体に影響を及ぼしたため、同四半期に carousel して 0.6%のプラス・リターンとなった。イングランド銀行(BoE)は、注意深くインフレを制御するため、6 月の利下げを見送った。2024 年第 3 四半期の欧州株のパフォーマンスは好調で、中でも南アフリカ、アイルランドおよびベルギーは同地域において最も大きくパフォーマンスに貢献し、デンマークおよびオランダのみがアンダーパフォームした。欧州中央銀行(ECB)は 9 月に 2 回目の利下げを実施して金利を 3.5%に引き下げ、BoE は 8 月の会合で 25 ベーシス・ポイントの利下げを実施して金融緩和サイクルに着手した。

本ファンドのパフォーマンス

本ファンドのベンチマークは、市場パフォーマンスの一般的な尺度として使用される運用されていないインデックスである。計算は、配当およびキャピタルゲインを前提としている。

投資額 10,000 ドルの価値の変化の比較 (純資産価額ベース)



平均年間トータル・リターン(%)

名 称	1 年	5 年	10 年
FEZ	29.60%	10.12%	5.97%
MSCI オール・カントリー・ワールド(除く米国)指数	25.35%	7.59%	5.22%
EURO ストックス 50 指数	29.39%	9.96%	5.79%

本ファンドの過去のパフォーマンスは、必ずしも本ファンドの将来のパフォーマンスを示すものではない。リターンは、受益者が本ファンドの分配金または本ファンドの受益権の償還若しくは売却に関して支払う租税の控除額は反映していない。更新されたパフォーマンス情報は、1-866-787-2257 に電話するか www.ssga.com のウェブサイトで購入できる。

主要な本ファンド統計(2024年9月30日現在)

統計項目	価 額
純資産合計	\$3,875,235,271
ポートフォリオの保有銘柄数	52
ポートフォリオの回転率	6%
支払投資顧問報酬合計	\$9,128,557

本ファンドの投資先(2024年9月30日現在)

上位 10 セクター

セクター	純資産合計に対する価額割合
金融	20.9%
資本財・サービス	17.3%
一般消費財・サービス	16.7%
情報技術	16.1%
生活必需品	7.1%
ヘルスケア	6.1%
エネルギー	4.9%
素材	4.0%
公益事業	3.9%
通信サービス	2.7%

上位 10 ケ国

国	純資産合計に対する価額割合
フランス	32.2%
ドイツ	26.6%
オランダ	13.0%
米国	8.0%
スペイン	7.6%
イタリア	7.5%
フィンランド	1.6%
中国	1.6%
ベルギー	1.6%

追加情報の入手可能性

本ファンドに関する追加情報(目論見書、Statement of Additional Information、財務書類、保有銘柄および代理人情報を含む。)については、www.ssga.com/us/en/institutional/fund-finder?tab=documents&type=etfs をご覧頂きたい。

TSR AR FEZ

財務書類に対する注記を参照

SPDRユーロ・ストックス50 ETF

投資一覧

2024年9月30日

銘柄	株式数	価額
普通株式 — 99.7%		
ベルギー — 1.6%		
Anheuser-Busch InBev SA.	945,872 \$	62,683,944
中国 — 1.6%		
Prosus NV	1,433,370	62,804,731
フィンランド — 1.6%		
Nokia OYJ	5,214,245	22,835,166
Nordea Bank Abp	3,456,377	40,850,824
		63,685,990
フランス — 32.2%		
Air Liquide SA	569,986	110,216,407
Airbus SE	580,179	84,966,121
AXA SA	1,820,272	70,148,214
BNP Paribas SA	1,052,606	72,306,551
Cie de Saint-Gobain SA	496,955	45,324,098
Danone SA	635,094	46,312,784
EssilorLuxottica SA.	305,336	72,447,770
Hermes International SCA	34,640	85,283,918
Kering SA	70,172	20,115,331
L'Oreal SA	238,190	106,877,760
LVMH Moet Hennessy Louis Vuitton SE	251,988	193,627,730
Pernod Ricard SA.	195,106	29,526,642
Safran SA	372,907	87,856,221
TotalEnergies SE	2,363,879	154,335,154
Vinci SA	581,226	68,078,696
		1,247,423,397
ドイツ — 26.6%		
adidas AG	163,955	43,531,422
Allianz SE	386,221	127,157,403
BASF SE.	880,003	46,705,077
Bayer AG.	968,633	32,782,632
Bayerische Motoren Werke AG.	294,060	25,985,747
Deutsche Boerse AG.	187,333	44,051,690
Deutsche Post AG	981,629	43,854,758
Deutsche Telekom AG.	3,529,446	103,951,242
Infineon Technologies AG	1,287,583	45,208,251
Mercedes-Benz Group AG.	696,733	45,131,268
Muenchener Rueckversicherungs-Gesellschaft AG in Muenchen	131,893	72,760,573
SAP SE	1,006,211	229,537,529
Siemens AG.	741,436	150,055,193
Volkswagen AG Preference Shares.	203,310	21,592,202
		1,032,304,987
イタリア — 7.5%		
Enel SpA	7,659,311	61,333,163

財務書類に対する注記を参照

Eni SpA.	2,250,687	34,367,539
Ferrari NV	114,653	53,704,187
Intesa Sanpaolo SpA	15,906,283	68,124,110
UniCredit SpA	1,614,602	70,934,823
		<hr/>
		288,463,822
オランダ — 13.0%		
Adyen NV (a) (b)	28,784	45,057,670
ASML Holding NV.	393,941	327,808,969
ING Groep NV	3,257,016	59,155,885
Koninklijke Ahold Delhaize NV	923,790	31,991,808
Wolters Kluwer NV	245,028	41,375,037
		<hr/>
		505,389,369
スペイン — 7.6%		
Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA.	5,683,414	61,577,607
Banco Santander SA.	15,281,312	78,460,203
Iberdrola SA.	5,729,101	88,812,169
Industria de Diseno Textil SA (c)	1,095,792	64,988,038
		<hr/>
		293,838,017
米国 — 8.0%		
Sanofi SA	1,134,186	130,251,702
Schneider Electric SE	567,531	149,607,454
Stellantis NV	2,114,690	29,284,125
		<hr/>
		309,143,281
普通株式合計		
(Cost \$3,483,833,510)		<hr/>
		3,865,737,538
短期投資 — 0.1%		
State Street Institutional U.S. Government Money Market Fund, Class G Shares 4.98% (d) (e)	773,198	773,198
State Street Navigator Securities Lending Portfolio II (f) (g)	2,349,941	2,349,941
		<hr/>
短期投資合計		
(Cost \$3,123,139)		<hr/>
		3,123,139
投資合計 — 99.8%		
(Cost \$3,486,956,649)		<hr/>
		3,868,860,677
負債を超過するその他の資産 — 0.2%		
		<hr/>
		6,374,594
純資産 — 100.0%		
	\$	<hr/>
		3,875,235,271

(a) 1933年証券法ルール144A(その後の改正を含む。)に従い購入した証券。これらの証券(2024年9月30日現在純資産の1.2%)は、流動性があるものと考えられており、登録を免除された取引において、通常は適格機関投資家たる買主に転売される。

(b) 無配証券

(c) 2024年9月30日時点で、有価証券の全部または一部が貸し付けられている。

(d) 本ファンドは、SSGA Funds Management, Inc.が運用するマネー・マーケット・ファンドに投資した。2024年9月30日に終了した年度のそれら投資に関連する額は、後掲の関係会社表で示される。

(e) 記載利率は2024年9月30日における7日間の年間利回りである。

(f) 本ファンドは関係会社に投資した。2024年9月30日に終了した年度のそれら投資に関連する額は、後掲の関係会社表で示される。

(g) 貸付証券の現金担保の投資

以下の表は、公正価値ヒエラルキーに従った2024年9月30日現在における本ファンドの投資価値の概要である。

項目	レベル1 - 市場 価格	レベル 2 - その他の 重要な 観察可能な インプット	レベル3 - 重要な 観察不能な インプット	合計
資産:				
投資:				
普通株式	\$ 3,865,737,538	\$ —	\$ —	\$ 3,865,737,538
短期投資	3,123,139	—	—	3,123,139
投資合計	\$ 3,868,860,677	\$ —	\$ —	\$ 3,868,860,677

2024年9月30日現在のセクター別内訳

	純資産に対する百分比(%)
金融	20.9
資本財・サービス	17.3
一般消費財・サービス	16.7
情報技術	16.1
生活必需品	7.1
ヘルスケア	6.1
エネルギー	4.9
素材	4.0
公益事業	3.9
通信サービス	2.7
短期投資	0.1
負債を超過するその他の資産	0.2
合計	100.0

(本ファンドのセクター別内訳は、純資産に対する百分比として表示されており、時間の経過とともに変動する可能性がある。)

関係会社表

	保有株式 数 (2023年 9月30日)	評価額 (2023年9 月30日)	購入原価	証券売却手 取金	実現利益 (損失)	未実現増価 /減価の変 動額	保有株式 数(2024 年9月30 日)	評価額 (2024年9 月30日)	受取配当 金
State Street Institutional Liquid Reserves Fund, Premier Class	517,541	\$ 517,645	\$ 202,885,270	\$ 203,403,177	\$ 262	\$ —	—	\$ —	\$ 48,374
State Street Institutional U.S. Government Money Market Fund, Class G Shares	—	—	7,271,697	6,498,499	—	—	773,198	773,198	3,014
State Street Navigator Securities Lending Portfolio II	—	—	742,444,637	740,094,696	—	—	2,349,941	2,349,941	286,878
合計		\$ 517,645	\$ 952,601,604	\$ 949,996,372	\$ 262	\$ —		\$ 3,123,139	\$ 338,266

財務書類に対する注記を参照

財務書類

貸借対照表

2024年9月30日

	SPDRユーロ・ストック 50 ETF
資 産	
関係を有していない発行体への投資(評価額)*	\$ 3,865,737,538
関係を有する発行体への投資(評価額)	3,123,139
投資総額	3,868,860,677
外国通貨(評価額)	2,593,598
ブローカーに対する現金(純額)	—
現金	—
ブローカーに対する未収金 — 先物取引に係る変動証拠金累計額	—
売却投資債権	—
未収配当金—関係を有していない発行体	2,084,185
未収配当金—関係を有する発行体	3,545
有価証券貸付収益未収金 — 関係を有していない発行体	80
有価証券貸付収益未収金 — 関係を有する発行体	4,762
関係会社に対する未収金	—
未収還付外国税額	6,531,464
その他の未収金	21,910
資産合計	3,880,100,221
負 債	
ブローカーからの預託金	—
保管会社への債務	—
借受証券返還債務	2,349,941
証券買入債務	—
未払繰延外国税額	—
未払投資顧問報酬	878,878
未払受託者報酬および費用	—
未払費用およびその他の債務	1,636,131
負債合計	4,864,950
純資産	\$ 3,875,235,271
純資産の内訳:	
払込資本	\$ 4,221,582,061
配当可能利益(損失)合計**	(346,346,790)
純資産	\$ 3,875,235,271
受益権1口当たり純資産価額	
受益権1口当たり純資産価額	\$ 53.23
発行済受益権(授権額の上限なし、額面価額0.01ドル(1円))	72,800,967
投資費用:	
関係を有していない発行体への投資	\$ 3,483,833,510
関係を有する発行体への投資	3,123,139
投資費用総額	\$ 3,486,956,649

財務書類に対する注記を参照

	FEZ
外国通貨(取得価額)	\$ 2,592,255
*貸付証券への投資額を含む(評価額)	\$ 2,222,511
**繰延外国税を含む	\$ —

損益計算書

2024年9月30日終了年度

SPDRユーロ・ストック
ス50 ETF

投資利益

受取利息 — 関係を有していない発行体	\$	—
受取配当金 — 関係を有していない発行体		113,464,216
受取配当金 — 関係を有する発行体		51,388
非関係会社への証券貸付による収益		23,753
関係会社への証券貸付による収益		286,878
源泉徴収外国税		(10,195,954)

投資利益(損失)合計

103,630,281

費用

投資顧問報酬		9,128,557
受託者の報酬および費用		28,170
雑費用		—

費用合計

9,156,727

純投資利益(損失)

\$ 94,473,554

実現および未実現の利益(損失)

正味実現利益(損失)の内訳:

投資 — 関係を有していない発行体*		(25,048,450)
投資 — 関係を有する発行体		262
現物償還 — 関係を有していない発行体		153,254,549
現物償還 — 関係を有する発行体		—
外国通貨取引		218,563
先物取引		—
未実現の利益(損失)		128,424,924

未実現増価(減価)の純変動額の内訳:

投資 — 関係を有していない発行体**		473,614,294
投資 — 関係を有する発行体		—
外国通貨換算		269,204
先物取引		—
未実現増価(減価)の純変動額		473,883,498

正味実現および未実現利益(損失)

602,308,422

運用による純資産の純増加(減少)

\$ 696,781,976

* 外国のキャピタルゲイン税を含む

\$ —

** 繰延外国税を含む

\$ —

純資産変動計算書

	SPDRユーロ・ストックス50 ETF	
	年度終了日 2024/9/30	年度終了日 2023/9/30
運用による純資産の増加(減少):		
純投資利益(損失)	\$ 94,473,554	\$ 78,843,211
正味実現利益(損失)	128,424,924	70,372,763
未実現増価(減価)の純変動額	473,883,498	418,124,590
運用による純資産の純増加(減少)	696,781,976	567,340,564
正味平準化貸記額および借記額	6,184,401	524,853
受益者への配当	(99,902,821)	(78,231,979)
実質持分取引による内訳:		
受益権売却手取金	1,470,411,138	782,429,288
償還受益権費用	(551,473,859)	(191,729,569)
正味利益平準化	(6,184,401)	(524,853)
その他資本	—	—
実質持分取引による純資産の純増加(減少)	912,752,878	590,174,866
期間中の純資産の純増加(減少)	1,515,816,434	1,079,808,304
期首における純資産	2,359,418,837	1,279,610,533
期末における純資産	\$ 3,875,235,271	\$ 2,359,418,837
実質持分:		
売却受益権数	28,950,000	19,000,000
償還受益権数	(12,050,000)	(4,250,000)
受益権取引による純増加(減少)	16,900,000	14,750,000

財務ハイライト

各期間中の発行済受益権1口当たりの要約データ

	SPDRユーロ・ストックス50 ETF				
	年度終了日	年度終了日	年度終了日	年度終了日	年度終了日
	2024/9/30	2023/9/30	2022/9/30	2021/9/30	2020/9/30
期首純資産額	\$ 42.21	\$ 31.10	\$ 45.45	\$ 36.40	\$ 37.79
投資活動による利益(損失):					
純投資利益(損失) (a)	1.48	1.47	1.30	1.06	0.81
正味実現および未実現利益(損失) (b)	10.82	10.99	(13.98)	8.77	(1.46)
投資活動による合計	12.30	12.46	(12.68)	9.83	(0.65)
正味平準化貸記額および借記額 (a)	0.10	0.01	(0.08)	0.12	(0.00)(c)
その他資本	—	—	0.00(c)	—	—
受益者への分配金原資の内訳:					
純投資利益	(1.38)	(1.36)	(1.59)	(0.90)	(0.74)
期末純資産額	\$ 53.23	\$ 42.21	\$ 31.10	\$ 45.45	\$ 36.40
トータル・リターン (d)	29.60%	40.03%	(28.73)%	27.32%	(1.65)%
比率および補足データ:					
期末純資産(単位: 1,000)	\$ 3,875,235	\$ 2,359,419	\$ 1,279,611	\$ 2,622,326	\$ 1,747,270
平均純資産に対する比率:					
費用合計	0.29%	0.29%	0.30%	0.29%	0.29%
純投資利益(損失)	3.00%	3.43%	3.16%	2.39%	2.21%
ポートフォリオ・ターンオーバー比率 (e)	6%	12%	8%	11%	9%

- (a) 受益権1口当たりの数字は発行済平均受益権数を用いて計算されており、当年度の受益権1口当たりのデータをより適切に表示している。
- (b) 発行済受益権について本項目に示された額は、本ファンドの市場価格の変動に関連した本ファンドの受益権の売却および買戻しの時期により、当会計期間の有価証券の損益総額の変動と一致していないことがある。
- (c) 金額は受益権1口当たり0.005ドル(1円)未満である。
- (d) トータル・リターンは、受益権が各報告期間の初日に純資産価額で購入され、末日に純資産価額で売却されたという前提で計算されている。この計算の目的上、分配金は、各分配金の支払日に受益権1口当たり純資産額で再投資されることを前提としている。1年未満の期間についてのトータル・リターンは年率換算されない。売買委託手数料はこの計算には含まれていない。
- (e) ポートフォリオ・ターンオーバー比率は、現物による設定または償還により受け渡された証券を除外している。

SPDRインデックス・シェアズ・ファンズ

財務書類に対する注記

2024年9月30日

1. 設 立

SPDRインデックス・シェアズ・ファンズ(以下「本トラスト」という。)は、1940年投資会社法(改正を含む。以下「1940年法」という。)に基づき登録されたマサチューセッツの事業トラストで、オープンエンド運用投資会社である。

2024年9月30日現在、本トラストは25のシリーズから成り、そのそれぞれが本トラストの別個の受益権を表象する。本トラストの信託宣言において、額面金額0.01ドル(1円)の受益権を無制限に発行する権限を本トラストの受託者会(以下「受託者会」という。)に付与することが認められている。本運用報告書の財務書類は、以下のシリーズ¹(以下それぞれ、また総称して「本ファンド」という。)に関するものである。

SPDRユーロ・ストックス50 ETF

本ファンドは、1940年法上の「分散型投資会社」に分類される。

本トラストの組織関連書類に基づき、本トラストの役員および受託者は、本トラストに対する職務の遂行に起因する一定の責任について補償される。さらには、通常の業務過程において、本トラストは、一般的な補償条項を定めた契約をサービス提供者と締結する。本トラストに対してなされる可能性のある未発生の将来の請求を含むため、こうした取り決めに基づき本トラストが最大限負うことのあるリスクは不明である。

2. 重要な会計方針の概要

以下は、本トラストが財務書類を作成するにあたって従った重要な会計方針の概要である。

米国で一般に認められた会計原則(以下「米国GAAP」という。)に従って財務書類を作成するには、経営陣は、財務書類における計上額および開示内容に影響する見積りおよび仮定を行わなければならない。実際の結果はこうした見積りと相違することがあり得る。本ファンドは、米国GAAP上の投資会社に該当し、投資会社に適用のある会計および報告に関するガイダンスに準拠している。

証券の評価

各本ファンドの投資は、ニューヨーク株式取引所(以下「NYSE」という。)が開いている日は毎日公正価値で評価され、また財務報告上、報告期間の終了日がNYSEが開いていない日の場合、報告日現在で公正価値で

¹ 原文の NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS には 15 のファンドが記載されているが、本ファンド以外のファンド名は省略する。

評価される。通常、公正価値とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、あるファンドが資産の売却によって受け取るであろう価格または負債の移転のために支払うであろう価格、と定義されている。公正価値での評価は、その本質から証券を現時点で売却した場合における評価の誠実な見積りであり、実際の市場価格を反映していない可能性がある。各本ファンドの投資は、オーバーサイト・コミッティー(本書において「監視委員会」という。)が策定し、受託者会が承認した方針および手続に従って評価される。監視委員会は、本ファンドのために、投資の評価方法を監視する。受託者会は、投資の公正価値の決定に対する監視に責任を負う。

各本ファンドの投資を評価するために用いる、主要な投資カテゴリー別の評価方法は、以下のとおりである。

- ・ 市場相場が容易に入手できる公認の証券取引所で取引される株式への投資(上場投資信託である登録投資会社を含む。)は、それらが取引されている発行市場または取引所における直近の売値または公式の終値(のいずれか該当する方)で評価される。公認の取引所で取引されている株式への投資であって評価日に売買がなかったものは、直近公表売値または公正価値で評価される。
- ・ 新株予約権およびワラントは、独立価格情報提供事業者またはブローカーから入手した最終報告売買価格で評価日に評価される。独立価格情報提供事業者およびブローカーのいずれからでも、当該価格が入手できないときは、受託者会が承認した評価方針および手続に従って、当該新株予約権およびワラントの本源的価値に基づいて評価を行う。
- ・ 公認の証券取引所で取引されていない、登録投資会社(マネー・マーケット・ファンドを含む。)その他プール型投資ビークルの小口化された持分への投資は、その日に公表された1受益権または1投資単位当たりの純資産価額(以下「NAV」という。)で評価される。
- ・ 取引所で取引される先物取引は、最も活発に取引される発行市場の決済価格で評価される。公認の取引所で取引される先物取引であって評価日に売買がなかったものは、独立価格情報提供事業者もしくはブローカーから報告を受けた直近の売買価格または公正価値で評価される。

価格もしくは相場が容易に入手できない場合またはこれらの評価方法を適用した結果として得られた価格がその投資の公正価値を表していないと考えられる場合には、当該投資の公正価値は、受託者会が承認した評価方針および手続に従って監視委員会が誠実に決定する。

公正価値評価によって、本ファンドのNAVを計算するために用いられる価格と、当該本ファンドの対象ベンチマークが採用する価格に差異が生じる可能性がある。本ファンドの投資価値を決定するために多様なインプットが用いられている。

本ファンドは、その資産および負債の公正価値を評価する上で評価技法に対するインプットを優先順位付けした3つのレベルで構成される公正価値ヒエラルキーを用いており、活発な市場における同一資産または負債の容易に入手可能な調整前市場価格(レベル1測定)を最高順位とし、時価が容易に入手可能ではないか、

または時価が信頼できない場合において、観察不能なインプット(レベル3測定)を最低順位として、取り扱うというものである。ある投資について決定された価値が公正価値ヒエラルキー中のどの分類に属するかは、当該投資の価格設定の透明性に基づいて決まるものであって、その分類は、必ずしも、その金融商品に投資することに伴うリスクを示唆するものではない。

公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは、以下のとおりである。

- ・ レベル1 — 同一の資産または負債の活発な市場における調整前市場価格。
- ・ レベル2 — レベル1に含まれる市場価格以外のインプットで、資産または負債について直接的または間接的に観測可能であるもの。これには、活発な市場における類似の資産もしくは負債の市場価格、活発でないと考えられる市場における同一もしくは類似の資産もしくは負債の市場価格、資産または負債について観測可能である市場価格以外のインプット(為替レート、融資条件、金利、イールドカーブ、ボラティリティ、期限前償還率、損失規模、信用リスクおよびデフォルト率等)またはその他の市場に裏付けられたインプットが含まれる。
- ・ レベル3 — 投資の公正価値の決定に利用される監視委員会の定める前提を含む、資産または負債についての観測不能なインプット。

2024年9月30日現在における公正価値ヒエラルキーに従った各本ファンドの投資価値は、各本ファンドのそれぞれの投資一覧で開示されている。

投資取引および収益認識

投資取引は、財務報告の目的上、取引日に計上される。投資の売却または処分および外国為替取引により実現した損益(該当する場合)は、個別原価法で計上される。

受取配当金およびキャピタルゲインの分配(該当する場合)は、外国源泉徴収税(もしあれば)を控除の上、配当または分配落ち日、または情報が入手可能となった時に認識される。株式による非現金配当(もしあれば)の受け取りは、受取配当金として公正価値で計上される。本ファンドが受け取った配当金には、マネジメントの見積りによる資本の返還が含まれる場合がある。かかる金額は、投資取得原価の減額として計上するか、キャピタルゲインに再分類する。

本ファンドの中には、米国不動産投資信託(以下「U.S. REIT」という。)に投資しているものがある。U.S. REITは、その配当金の税務上の性質を毎年決定し、配当金の一部を資本の返還またはキャピタルゲインとみなすことがある。本ファンドの方針としては、REITによる配当金は全て、いったんは受取配当金として計上した上でその一部を年度末に資本の返還またはキャピタルゲインの分配として再分類する。これは、当該U.S. REITによって提供された情報および/または当該再分類のうち実際の情報がまだ報告されていないものに関するSSGAファンズ・マネジメント・インク(以下「アドバイザー」または「SSGA FM」という。)の推定に基づいて行われる。

費用

特定の本ファンドについてのものであることが直接認識できる一定の費用は、本トラスト内の当該本ファンドの負担となる。特定の本ファンドに帰属させることのできないその他の費用は、費用の性質および種類ならびに本トラスト内の本ファンドの関連する純資産を斟酌した上で、衡平と考えられる方法により配分される。

外国通貨換算

本ファンドの会計記録は米ドルで行われている。外国通貨ならびに外貨建ての投資有価証券ならびにその他の資産および負債は、期末時点の為替レートを使用して米ドルに換算されている。外貨建ての有価証券の売買、収益の受領および費用の支払いは、それぞれの取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

為替レートの変動の投資に対する影響は、投資有価証券の実現および未実現の純利益(損失)に含まれる。実現および未実現の利益(損失)を生じさせるその他の外国通貨取引は、別途開示される。

外国税

本ファンドは、収益、株式配当、投資にかかる実現および未実現のキャピタルゲインまたは一定の外国為替取引に対して外国税の賦課を受ける可能性がある(なお、かかる税の一部は返還請求が可能な場合がある)。外国税は、本ファンドが投資を行う外国の管轄地において適用される外国の税制および税率についてのSSGA FMの理解に従って計上される。これらの外国税(もしあれば)は、本ファンドが支払いを行い、本ファンドの損益計算書に反映される。2024年9月30日時点の未払外国税または繰延外国税(もしあれば)は、本ファンドの貸借対照表で開示される。

複数の訴訟の結果を受け、欧州連合(以下「EU」という。)の特定の国における特定の本ファンドは、当該国で稼得した配当金に対し以前源泉徴収された税金について追加の還付請求の申立てを行った。これらの追加申立ては、EU域内の現地管轄税務当局による各種行政手続およびいくつかの関連司法手続の対象となる。当該EU還付請求で認識された収入は損益計算書に反映され、その還付金額が投資利益合計の5%を超える場合は「EU還付請求」として個別表示される。当該収入の最終的な解決、当該EU還付請求を受ける可能性、および将来の支払い時期に関して不確実性が存する場合、その金額が財務書類に反映されることはない。

米国所得税法上、本ファンドが受けるEU還付請求により、本ファンドの受益者が自身の個人所得税申告書において税額控除として使用できる外国税額がある場合はその金額が減額される。本ファンドが当会計年度に受けるEU還付請求の金額が外国源泉徴収税の納付額を超え、かつ、本ファンドが以前に外国税額控除を受益者に付与していた場合、本ファンドは、本ファンドの受益者の代わりにその関連租税債務を支払うために、米国内国歳入庁と最終合意を締結することになる。

平準化

特定の本ファンドは、「平準化」として知られる会計実務に従っており、これにより本ファンドの受益権の売却手取金および再取得費用の一部(取引日の分配可能な受益権1口当たり純投資利益の額に相当する。)は、未分配の純投資利益に貸記または借記される。そのため、受益権1口当たりの未分配の純投資利益は、本ファンドの受益権の売却または再取得による影響を受けない。平準化に関連する額は、純資産変動計算書で確認することができる。

以下の本ファンドは、2024年9月30日に終了した年度中に平準化を利用した。

SPDRユーロ・ストックス50 ETF

分配

以下の本ファンドは、四半期毎に純投資利益(もしあれば)を原資とする受益者に対する配当を宣言し、分配する。

SPDRユーロ・ストックス50 ETF

正味実現キャピタルゲイン(もしあれば)は、毎年分配される。分配の宣言および支払いについては、指数トラッキングを改善し、または1986年内国歳入法典(改正を含む。)(以下「内国歳入法典」という。)で規定される分配要件を遵守する目的で、より多くの頻度で他のいずれの時期においても実行することができる。分配される収益およびキャピタルゲインの額および性質は、適用される税制に従って決定され、米国GAAPの目的上認識される純投資利益および実現利益とは相違する可能性がある。

3. デリバティブ金融商品

先物取引

本ファンドは、ファンドの目的を達成するために、先物取引を行う場合がある。先物取引とは、標準化された取引所取引であり、一定の金融商品を定められた価格で売買することを先日付で約定するものをいう。先物取引の約定時に、本ファンドは、ブローカーに対して、清算機関が求める当初預託証拠金の額に相当する額の証拠金(現金または有価証券)を預託しなければならない。預託有価証券(もしあれば)は投資一覧で指定され、預託現金(もしあれば)は貸借対照表上のブローカーに対する現金(純額)に含まれる。その後の支払いは、契約価額(累積)、為替および/またはその他の取引手数料の日々の変動に応じ、本ファンドが支払うか、または支払いを受領する。当該支払いの累計額は、相当額が未実現損益と相殺された上で未収または未払いの変動証拠金として計上される。本ファンドは、当該契約が終了した時に実現損益の認識を行う。

契約期間中に、原商品の市場金利または価値に不利な変動が生じたことに起因して先物取引価格が下落した場合、または取引相手が契約に基づき履行しなかった場合、損失が生じる可能性がある。また、先物取引の利用には、先物取引の価格変動が当該取引の原資産の価格変動と相関しないというリスクも伴う。

4. 手数料および関係会社との取引

投資顧問報酬

本トラストは、本ファンドに代わり、SSGA FMと投資顧問契約を締結している。本ファンドに対するそのアドバイザー・サービス、提供されるファシリティ、およびアドバイザーが負担する費用のために、各本ファンドは、各本ファンドの日次の平均純資産額に対し以下の表で示される割合に基づいて日々発生して毎月支払われる報酬(以下「運用および投資顧問報酬」という。)をアドバイザーに支払う。

	<u>年間割合</u>
SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF	0.29%

アドバイザーは、時に、自身の運用報酬の全部または一部を放棄する場合がある。アドバイザーは、2025年1月31日まで、各本ファンドに関して取得ファンドの全ての報酬および費用(取得ファンドにおける現金管理のために保有されるもの(もしあれば)を除く。)に相当する金額の、自身の運用報酬の一部の放棄、および/または費用の払戻しについて契約上同意している。この権利放棄および/または払戻しにおいては、放棄され、または払い戻された金額をアドバイザーが回収することは規定されていない。この権利放棄および/または払戻しは、受託者会の承認がない限り、2025年1月31日より前に終了することはできない。

アドバイザーは、各本ファンドの全ての費用を支払うが、運用報酬、委託売買手数料、租税、利息、1940年法で定義される本トラストの「利害関係者」に該当しない本トラストの受託者(以下「独立受託者」という。)の報酬および費用(受託者の弁護士報酬を含む。)、訴訟費用、取得ファンドの報酬ならびに費用その他の特別費は支払わない。

アドミニストレーター、保管会社、サブ・アドミニストレーターおよび名義書換代理人

SSGA FM はアドミニストレーターを務めており、アドバイザーの関係会社であるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(State Street Bank and Trust Company)(以下「ステート・ストリート」という。)が、保管会社、サブ・アドミニストレーターおよび名義書換代理人を務めている。ステート・ストリートは、保管会社、サブ・アドミニストレーターおよび名義書換代理人としてのサービスに対する報酬をアドバイザーから受け取る。

販売業者

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー(State Street Global Advisors Funds Distributors, LLC)(以下「SSGA FD」または「販売業者」という。)は、アドバイザーの関係会社で、本トラストの販売業者を務める。

関係会社とのその他の取引 - 証券貸付

ステート・ストリート(本ファンドの関係会社)は、2017年1月6日付修正・訂正済証券貸付許可基本契約書(変更を含む。)に従って本ファンドの証券貸付代理人を務める。

ステート・ストリートが現金担保の投資または手数料収入(借入人に支払われる手数料割り戻し控除後)に関して収受した純収入は、以下のとおり支払われている。暦年ベースの年初来純収入がSPDR ETF全体の特定の閾値を下回る場合、各本ファンドは当該純収入の85%を留保し、当該純収入の15%はステート・ストリートへ支払われる。暦年ベースの年初来純収入が特定の閾値を上回る場合は上回った日の翌営業日より、各本ファンドは当該純収入の90%を留保し、当該純収入の10%はステート・ストリートへ支払われる。

また、貸付業務の現金担保は、SSGA FM が投資アドバイザーを務めるステート・ストリート・ナビゲーター・セキュリティーズ・レンディング・ポートフォリオ II(State Street Navigator Securities Lending Portfolio II)(関係マネー・マーケット・ファンド)に投資される。証券貸付の追加情報については、注記 9 を参照されたい。

関係会社とのその他の取引

本ファンドは、関係事業体(ステート・ストリート・コーポレーションが発行した証券を含む。)、関係性を有するファンド、または本ファンドがその議決権付証券もしくは発行済み株式の 5%超を所有することにより関係会社とみなされる事業体に投資することができる。2024 年 9 月 30 日に終了した年度のそれらの取引に係る額は、投資一覧で開示される。

保管会社への債務

特定の状況において、本ファンドは、費用の支払い、資本取引、証券の取引、投資活動またはデリバティブ取引のために保管会社に当座借越を行う場合がある。保管会社への債務の額(もしあれば)は、本ファンドの関係会社であるステート・ストリート(保管会社)からの当座借越金を反映している。

5. 受託者の報酬

独立受託者および利害関係のある非管理受託者 1 名の報酬および費用は、本ファンドから直接支払われる。独立受託者は、会議への出席および業界のセミナーに関する旅費その他の現金支払費用について償還を受ける。

6. 投資取引

2024 年 9 月 30 日に終了した年度について、投資の購入額および売却額(現物による取引および短期投資を除く。)は以下のとおりであった。

購入

売却

SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF	\$	180,884,017	\$	FEZ	190,060,020
-----------------------	----	-------------	----	-----	-------------

2024年9月30日に終了した年度について、現物による拋出、現物による償還、現物による正味実現利益／(損失)の額は、以下のとおりであった。

	現物による拋出	現物による償還	現物による正味実現利益/(損失)
SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF	\$ 1,470,385,171	\$ 551,530,655	\$ 153,254,549

7. 受益者の取引

各本ファンドは、特定の数の口数またはその倍数(以下「クリエイション・ユニット」という。)によってのみ、NAV で、各本ファンドの受益権を発行および償還する。総数がクリエイション・ユニットとならない限り、各本ファンドの受益権は償還できない。各本ファンドの資本受益権の取引は、純資産変動計算書で詳細に開示されている。

本ファンドのクリエイション・ユニットの購入対価は、所定の有価証券のポートフォリオの現物での拋出および所定の額の現金によって構成されることがある。クリエイション・ユニットを購入および償還する投資家は、クリエイション・ユニット(現金を対価とするクリエイション・ユニットを含む。)の発行および償還に伴う名義書換費用およびその他の取引費用と相殺するために、購入取引手数料および償還取引手数料を本トラストおよび／または保管会社に直接支払うことができる。追加の変動手数料が、一定の取引について請求されることがある。当該変動手数料(もしあれば)は、純資産変動計算書上の「その他資本」に含まれる。

8. 所得税の情報

本ファンドは、内国歳入法典のサブチャプターMにおける「規制投資会社」の要件を満たしており、今後も要件を満たすことを想定している。本ファンドは、各会計年度に係る課税所得(正味実現キャピタルゲインを含む。)を分配する限り、連邦所得税の対象とはならない。したがって、連邦所得税の引当金は必要がない。

本ファンドは、連邦税ならびに様々な州税および地方税の申告書を必要に応じて提出する。現在のところ、税務調査を受けている所得税の申告書はない。一般的に、連邦税の申告書は、提出日から3年間の期間にわたって内国歳入庁による調査の対象となるが、州税の申告書の調査対象期間は、管轄地によってさらに1年間追加されることがある。SSGA FM は、全ての調査対象期間に係る申告書に対する各本ファンドの税務上のポジションを分析し、租税債務の認識を必要とするような不確実な税務上のポジションが存在しないと判断している。

受益者への分配は、権利落ち日に計上される。収益配当金およびキャピタルゲインの分配は、所得税のルールおよび規則に従って決定されるが、これは米国で一般に認められた会計原則とは相違する可能性がある。

財務書類中の一定の資本勘定は、帳簿と税務との永久差異に合わせて調整された。これらの調整による純資産価額または運用成果への影響はない。帳簿と税務との一時差異は、将来解消される。これらの帳簿と税務との差異は、主に、分配の性格、非課税配当金所得調整、外国為替損益、外国のキャピタルゲイン税、現物取引、先物取引、コーポレート・アクション、受動的外国投資企業、当期利益を超える分配、ウォッシュ・セールスの損失繰延べおよびパートナーシップ・ベース調整に関する処理の違いによるものである。

2024年9月30日に終了した年度に支払われた分配金の税務上の性質は、以下のとおりであった。

	通常 所得	長期 キャピタルゲ イン	合計
SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF	\$ 99,902,821	\$ -	\$ 99,902,821

2023年9月30日に終了した年度に支払われた分配金の税務上の性質は、以下のとおりであった。

	通常 所得	長期 キャピタルゲ イン	合計
SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF	\$ 78,231,979	\$ -	\$ 78,231,979

2024年9月30日現在、課税基準による分配可能利益の構成要素は以下のとおりであった。

	未分配 通常 所得	繰越キャピタ ルロス	未分配 長期 キャピタ ルゲイン	未実現純 利益(損失)	合計
SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF	\$ -	\$ (724,889,575)	\$ -	\$ 378,542,785	\$ (346,346,790)

2024年9月30日現在、以下の本ファンドには、将来の実現キャピタルゲインと相殺するために使用できるキャピタルロス繰越金が存在した。

	繰越期限 なし 短期	繰越期限 なし 長期
SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF	\$ 69,601,232	\$ 655,288,343

2024年9月30日現在、連邦所得税上の原価に基づく投資およびその他の金融商品の未実現評価益および未実現評価損の総額は、以下のとおりであった。

	所得税上の 原価	未実現 増価総額	未実現 減価総額	正味未実現 増価 (減価)
SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF	\$ 3,489,999,508	\$ 583,287,681	\$ 204,426,512	\$ 378,861,169

9. 証券の貸付

各本ファンドは、適格なブローカー・ディーラーまたは機関投資家に証券を貸し付けることができる。貸付については、貸し付けた証券の相場以上の額に、日々決定され、適宜調整される経過利息および配当を加え

た額に相当する現金、現金同等物または米国政府債により常に担保される。貸し付けた証券に係る担保の額は、証券の価格の市場変動により、一時的に証券価格を上回ることも、下回ることもある。各貸付に関して、ある米国の営業日において、証券担保の市場価格の総額に現金担保を加えた総額が、貸付の対象となる証券の市場価格の総額を下回る場合には、借入人は、翌営業日に追加担保の提供を通知される。

本ファンドは、一定の受益権を行使するために、貸し付けた証券の登録上の所有権を回復するが、借入人が財務的に破綻した場合には、貸し付けた証券の回収が遅れるリスクを負い、当該証券に対する権利を失う可能性すらある。また、本ファンドは、投資することのある現金担保を失うリスクを負う。本ファンドは、担保として保有する現金、現金同等物または米国政府債について生じた利息または配当から、借入人に支払った手数料の割り戻しおよび貸付代理人のステート・ストリートに支払った手数料が控除された後に、証券貸付の報酬を受領する。さらに、本ファンドは、貸し付けた証券の市場価格の割合に相当する現金以外の担保について、借入人から手数料を受け取る。

2024年9月30日時点における貸し付けた証券の市場価格および投資した現金担保の額は、本ファンドの貸借対照表で開示されている。現金以外の担保は、貸付代理人により本ファンドに代わり保有されているため、本ファンドの貸借対照表では開示されておらず、本ファンドはそれらの証券を再度担保に供することはできない。証券貸付収入は、本ファンドの損益計算書で開示されたとおり、現金以外の担保および現金担保の投資による収入(借入人に支払われた払戻手数料および貸付代理人であるステート・ストリートに支払われた手数料控除後)を示している。

2024年9月30日現在の、各本ファンドの証券貸付約定ならびに関連する現金担保および現金以外の担保の概要は、以下のとおりであった。

ファンド	貸付証券の 市場価格	受入現金担保	受入非現金担保*	受入担保合計
SPDR ユーロ・ストック 50 ETF	\$ 2,222,511	\$ 2,349,941	\$ -	\$ 2,349,941

* 非現金担保には、米国財務省証券および米国政府機関証券が含まれる。

以下の表は、2024年9月30日現在の、担保付き借入として計上された取引の内訳、差し入れ担保または貸付証券の種類別債務総額、および当該取引の契約の残存期間を示している。

ファンド	有価証券 貸付取引	2024年9月30日現在の本件契約の残存期間					借入合計	有価証券 貸付取引 において 認識され た負債の 総額
		オーバー ナイト および継 続	30日未 満	30日か ら90日	90日 超			
SPDR ユーロ・ストック 50 ETF	普通株式	\$ 2,349,941	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 2,349,941	\$ 2,349,941	

10. クレジットライン[中略]

11. リスク

集中リスク

本ファンドが自らの資産の多くの割合を同一の国、州、地域、通貨または経済セクターに属する発行体の債務に投資することができることの結果として、経済、ビジネスまたは政治の悪化が本ファンドの投資の価値に対して、本ファンドがより広く分散されている場合よりも強く影響することがある。

外国および新興国市場のリスク

外国市場への投資には、米国での投資に通常伴わないリスクと考慮事項が伴う。外国の有価証券は、本ファンドが投資する国における政府の規制、経済、政治および社会の不安定性を原因とする損失のリスクにさらされることがある。外国市場は、米国での投資と比べて流動性が低いことがあり、為替変動のリスクにさらされることがある。本ファンドが新興国市場に所在する発行体の有価証券に投資する限りにおいて、これらのリスクはさらに顕著なものになることがある。

信用リスク

各本ファンドは、発行体もしくは保証人が履行を怠った場合、または本ファンドとの間で未決済もしくは未完了の取引を有する機関もしくは事業者が債務不履行に陥った場合、信用リスクにさらされる可能性がある。

市場リスク

各本ファンドの投資は、通常の経済状況の変化、通常の市場変動および証券市場への投資に内在するリスクによる影響を免れない。投資市場は激しく変動する場合があります、また、投資価格も様々な要因(景気拡大または後退、金利変動、発行体の実際のまたは認知された信用力の変動、および通常の市場流動性を含むがこれらに限定されない。)に起因して大きく変動する場合があります。本ファンドは、地政学的なイベントが証券市場を混乱させ、世界経済および市場に悪影響を及ぼすリスクにさらされている。国内的、地域的または世界的なイベント(例えば、戦争、テロ行為、COVID-19などの感染症の蔓延やその他の公衆衛生上の問題などのイベント)は、本ファンドとその投資に重大な影響を及ぼす恐れがある。

ロシア制裁リスク

ロシア、ロシア企業またはロシアの個人に対し、米国、EUおよび英国を含む複数の国や地域が示唆したまたは科した制裁ならびに既に実施されているまたは将来実施される可能性のあるその他の政府間措置は、ロシア通貨の価値の切り下げ、ロシアの信用格付けの格下げ、ロシアの資産の即時凍結、ロシアの有価証券、不動産もしくは利権の価値および流動性の低下、ならびに／またはロシア経済もしくは本ファンドへのその他の悪影響をもたらす可能性がある。特定の時期に実施される制裁の範囲および規模は、本ファンドへ悪影響を及ぼす形で拡大または修正される可能性がある。制裁、または新たなもしくは修正された制裁の示唆により、一定の影響を受ける有価証券またはその他の投資商品の取得、売却、保有、受渡し、引渡しまたは取

引に関する本ファンドの遂行能力が損なわれる可能性がある。また、制裁の結果、ロシアも対抗措置やその他の対応策を講じることが考えられ、ロシアの有価証券の価値および流動性はさらに悪化するかもしれない。これらの制裁およびその結果生じるロシア経済の混乱は、その他の地域および世界の市場においてボラティリティを引き起こし、他国の様々なセクターおよび産業ならびに企業のパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があるため、たとえ本ファンドがロシアの発行体の有価証券に対する直接的なエクスポージャーを有してしないとしても本ファンドのパフォーマンスに悪影響が生じる恐れがある。制裁の実施、ロシア政府の対抗措置、およびそれらがロシアの有価証券の流通市場に及ぼした影響の総合的な結果として、特定の本ファンドは特定のロシアの有価証券を評価するため本ファンドの受託者会が承認する公正価値評価手続を利用しておりまた将来利用する可能性もあるが、それにより当該有価証券の価値はゼロとみなされる恐れがある。

12. 受益権分割[中略]

13. 後発事象

経営陣は、財務書類の公表日までに本ファンドに生じた全ての後発事象の影響を評価したところ、財務書類の調整を必要とするか、または財務書類において開示を必要とする後発事象は存在しないと判断した。

SPDRインデックス・シェアズ・ファンズ
独立した登録公認会計士事務所の報告書
2024年9月30日

SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF[中略]²の受益者および SPDR インデックス・シェア・ファンズの受託者会
 御中

財務書類に対する意見

当職らは、SPDR インデックス・シェアズ・ファンズ(以下「本トラスト」という。)を構成する 15 のファン
 ドである、SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF[中略]³(以下「本ファンド」と総称する。)の 2024 年 9 月 30 日
 現在の貸借対照表(投資一覧を含む。)、以下の表の各対象期間の関連する損益計算書、純資産変動計算書、
 財務ハイライト、およびそれらの関連注記(以下「財務書類」と総称する。)を監査した。当職らの意見で
 は、財務書類は、2024 年 9 月 30 日現在の各本ファンド(SPDR インデックス・シェアズ・ファンズを構成す
 る 15 のファンド)の財政状態、以下の表の各対象期間の各本ファンドの業績、純資産の変動および財務ハイ
 ライトを、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、全ての重大な点で公正に表している。

SPDR®インデックス・ シェアズ・ファンズを 構成する各ファンド	損益計算書	純資産変動計算書	財務ハイライト
SPDR ユーロ・ストック ス 50 ETF	2024年9月30日に終了し た年度	2024年9月30日に終了し た期間を含む各2年間	2024年9月30日に終了し た期間を含む各5年間

意見の根拠

当該財務書類については、本トラストの経営陣が責任を負う。当職らの責任は、本ファンドの財務書類につ
 いて、当職らによる監査に基づいて意見を表明することである。当職らは、米国公開会社会計監視委員会
 (以下「PCAOB」という。)に登録された公認会計事務所であり、米国連邦証券法ならびに証券取引委員会お
 よびPCAOBの適用ルールと規則に従い本トラストに対して独立の立場でなければならない。

当職らは、PCAOBの基準に従って監査を実施した。当該基準により、財務書類に重要な不実表示(誤謬また
 は不正によるかを問わない。)がないことに関して合理的な確信を得るために監査を計画し、実施すること
 を求められている。本トラストは財務報告に対する本トラストの内部統制の監査を受ける義務はなく、また、
 当職らが同監査を実施することもない。当職らは、監査の一環として、財務報告に対する内部統制を把握す
 る必要があるが、これは、財務報告に対する本トラストの内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とす
 るものではない。したがって、当職らがそうした意見を表明することはない。

² 本ファンド以外のファンド名は省略する。

³ 本ファンド以外のファンド名は省略する。

監査には、財務書類における重要な不実表示(誤謬または不正によるかを問わない。)のリスクを評価する手続の実施および当該リスクに対処するための手続の実施が含まれる。こうした手続には、財務書類の金額および開示内容を裏付ける証拠の検証(試査ベース)が含まれる。当職らの手続には、保管会社、ブローカーおよびその他の者とのやり取りにより2024年9月30日現在所有されている有価証券を確認する作業が含まれ、ブローカーおよびその他の者からの返答がない場合にはその他の監査手続を実施した。また、当職らの監査には、使用した会計原則および経営陣による重要な見積りの評価、ならびに財務書類の表示全体の評価も含まれる。当職らは、当職らの監査が当職らの意見についての合理的な根拠を提供すると考えている。

アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー

当職らは、2000年以降、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズの1つ以上の投資会社の監査人を務めてきた。

マサチューセッツ州ボストン

2024年11月22日

SPDRインデックス・シェアズ・ファンズ
その他の情報(未監査)
2024年9月30日

租税に関する情報

連邦所得税の目的のため、以下の情報は、2024年9月30日に終了した会計年度の本ファンドの分配に関して提供される。

受取配当控除

各本ファンドは、受取会社配当控除に関して、その純課税所得の最大許容額を適格と報告する。

適格受取配当

2024年9月30日に終了した会計年度中に本ファンドが分配した配当の一部は、適格受取配当とみなされ、軽減税率の適用を受けられる。各本ファンドは、その純課税所得の最大許容額を、2003年雇用および成長減税調整法で定める適格受取配当として報告する。

適格事業所得控除

各本ファンドは、REITの適格配当のうち、第199A条に基づき適格事業所得控除が適用される最大許容額を報告する。

適格受取利息

各本ファンドは、その純課税所得および短期キャピタルゲインの最大許容額を適格受取利息として報告する。

外国税控除

本ファンドは、内国歳入法典第853条に基づき、各本ファンドによって支払われた外国税に関して受益者へのパススルー課税を選択している。2024年9月30日に終了した会計年度、パススルーする外国税の合計額は、以下のとおりである。

	金額
SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF	\$ 4,919,648

2024年9月30日に終了した会計年度、以下の本ファンドから得られた外国源泉収入の額は、以下のとおりである。

FEZ

金額

SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF

\$ 113,434,625

SPDRインデックス・シェアズ
投資顧問契約の承認基準に関する報告書(未監査)
2024年9月30日

投資顧問契約の承認

2024年5月15～16日に開催された会議において、本トラストの受託者会(以下「受託者会」という。)は、SPDR インデックス・シェアズ・ファンズ(以下「本トラスト」または「SIS」という。)と SSGA Funds Management, Inc.(以下「アドバイザー」または「SSGA FM」という。)との間の SIS 株式シリーズ(以下「SPDR ETF」と総称する。)についての投資顧問契約(以下「本件顧問契約」または「本件契約」という。)を1年間延長する承認に係る議案を評価した。また、1940年投資会社法(改正を含む。)で定義される「関係者」ではない本トラストの受託者(以下「独立受託者」という。)は、本件契約を検討するために別途会議を行った。独立受託者は、当該プロセスの間、自身の独立法律顧問の助言を受けた。

本件顧問契約を検討するにあたって、受託者会は、受託者会が法律顧問の助言に従い合理的に必要と判断した資料を請求し、本トラストのアドバイザーおよびアドミニストレーターを務める SSGA FM ならびに本トラストのサブ・アドミニストレーター、名義書換代理人および保管会社を務めるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(以下「ステート・ストリート」という。)がそれらの資料を提供した。本件顧問契約の承認の是非の決定において、受託者会は、本件契約に基づき SPDR ETF に関してアドバイザーが提供したサービスの性質、範囲および質、提供されたサービスに関連するおよび類似ファンドに対して請求した報酬額に関連する当該サービスの費用案、SPDR ETF との関係性についてのアドバイザーに対するその他の便益、SPDR ETF が成長した場合に共有される規模の経済の範囲など、様々な要素を検討した。

サービスの性質、範囲および質

受託者会は、アドバイザーが提供したサービスの性質、範囲および質を検討した。その際、受託者会は、本トラストの過去の経験、ならびに会議前および会議中に、提供された資料に依拠した。受託者会は、本件顧問契約および各 SPDR ETF の投資業務の管理に関するアドバイザーの責任について、各 SPDR ETF の投資目的、投資方針、適用ある法律上および規制上の要件に従って検討した。受託者会は、上場投資信託としての各 SPDR ETF の性質、アドバイザーの上場投資信託の運用に関する経験および専門知識について評価した。受託者会は、アドバイザーの経営幹部(SPDR ETF のポートフォリオ運用、サブアドバイザーの監督および規制コンプライアンスを担当する個人を含む。)の経歴および経験について検討した。受託者会はまた、アドバイザーのポートフォリオ運用資源、構造および実務(各 SPDR ETF の投資目的と投資方針ならびに適用法令の遵守の監視および徹底に関連するものを含む。)についても検討した。さらに、受託者会は、アドバイザーの最良執行手続および投資運用業務全般に関する情報についても検討し、アドバイザーが広範にわたる種類の資産について幅広い顧客にサービスを提供していることに注目した。受託者会は、アドバイザーの投資運用業務に関する一般的な知識およびステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(幹部役職員の全てがアドバイザーと同じである。)を構成する関係会社の一般的な知識を調査した。受託者会は、アドバイザーおよびその関係会社が、インデックス商品全般、特に上場投資信託について、世界最大の投資運用

会社の1つであることを考慮した。受託者会は、指数ベースの投資目的を有する株式上場投資信託の運用に関するアドバイザーの経験について具体的に検討した。

投資パフォーマンス

受託者会は、SPDR ETF のパフォーマンスを検討し、投資パフォーマンス(絶対値)の分析ではアクティブ運用されるファンドの分析がより複雑であることに注目した。受託者会は、各指数連動型 SPDR ETF がパッシブ運用される指数ファンドとしての目的を達成できる範囲を重視し、当該 SPDR ETF の指数トラッキングに関する情報を検討した。当該トラッキングが経営陣の予想と一致しなかった範囲において、受託者はトラッキングのプラスまたはマイナスの乖離に対処するために講じられている措置について追加情報を求めた。

アドバイザーが実現した利益

受託者会は、SPDR ETF の投資顧問契約について、アドバイザーおよびその関係会社にとっての利益を検討した(これらの事業体にとっての各 SPDR ETF の過去の利益に関するデータを含む。)。受託者会(独立受託者を含む。)は、自身の独立法律顧問と共に、アドバイザーおよびステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズの代表者との間で、利益計算の基準となる費用を計算する際に用いた手法について協議する機会を持った。

類似ファンドに対して請求した報酬額

受託者会は、類似するファンド(すなわち、各 SST シリーズと同様の株式指数に連動する上場投資信託)が支払った手数料に関する比較可能な情報の検討を通じて、各 SPDR ETF の均一の手数料を評価した。受託者会は、ブロードリッジ・フィナンシャル・ソリューションズ・インク (Broadridge Financial Solutions, Inc.)(Broadridge)から独自に入手したデータおよび同様の上場投資信託に関する比較可能な情報に基づいて、各 SPDR ETF について同様の上場投資信託の領域を検討した。受託者会は、当該検討を行うに際して、データについてファンド毎の分析を利用した。受託者会によって適切とみなされた一部の事例において、受託者会は SPDR ETF の手数料と類似ファンドによって支払われた手数料の差異の理由を経営陣と共に調査した。

その他の便益

受託者会は、アドバイザーまたはその関係会社がそれ以外の方法により本トラストとの関係から便益を得られるか否かについても検討し、アドバイザーは、本トラストの株式委託売買に関係してソフトダラーの取り決めを維持していないことに注目した。

規模の経済

受託者会は、各 SPDR ETF の資産規模の成長に伴い生じる規模の経済またはその他の効率性に関する情報を精査した。受託者会は、各 SPDR ETF の投資顧問報酬料率が、SPDR ETF 資産の増加に伴うブレイクポイントを定めていないことに注目した。しかしながら、受託者会はさらに、比較的低い投資顧問報酬を設定し、

報酬を低くすることの利益を運用開始時から SPDR ETF と効果的に共有することにより、SPDR ETF について(いくつかの要素の中でも)将来における規模の経済が斟酌されているというアドバイザーの主張に注目した。アドバイザーはまた、均一の手数料の1つの利点として、変動しない費用構造を提供することを主張したが、ブレイクポイントの追加によってこれが失われたり希釈化されたりする可能性がある。受託者会は、SPDR ETF の規模の成長に伴う手数料の監視を続け、費用のブレイクポイントを保証できるか否かを評価する。

結論

受託者会(個別に議決権を行使する独立受託者を含む。)は、前記の要素(その要素は、それ自体決定的ではなく、また、各受託者により異なる評価がなされる可能性もなかった。)について比較検討した上で、各 SPDR ETF に関する本件顧問契約の継続を承認した。各本件顧問契約の継続の承認にあたり、受託者会(個別に議決権を行使する独立受託者を含む。)は、各本件顧問契約の条件が公正かつ合理的であり、本件顧問契約の継続が、該当する SPDR ETF およびその受益者にとっての最善の利益に適うものであることを認識した。当該要素に関する受託者会の結論は以下のとおりである。(a) SPDR ETF に関してアドバイザーが提供したサービスの性質、範囲および品質は適切だった。(b) 各 SPDR ETF のパフォーマンス、および(指数と比較される当該各 SPDR ETF にとってより重要な点として)指数トラッキングは十分なものであった、またはアドバイザーはアンダーパフォーマンスの是正に適宜細心の注意を払ってきた。(c) 各 SPDR ETF についてのアドバイザー統一手数料は、提供されたサービスおよび類似のファンドに課された手数料と比較して、合理的であった。(d) 本トラストのアドバイザーおよび関係会社との関係による利益は、提供されたサービスの性質、範囲および品質の観点から、過剰ではなかった。(e) アドバイザーまたはその関係会社の追加的な潜在的利益は受託者会の結論に重大な影響を及ぼす大きさではなかった。(f) アドバイザーに支払われた手数料は、本トラストの比較的低い手数料構造による SPDR ETF に関する規模の経済を適切に共有した。独立受託者は、プロセス全体を通して独立した弁護士の助言を受けた。